**届出前チェック表**

○特定建設作業実施届

　　届出の期日（作業開始の７日前）は守られている。

（例）8月9日作業開始の場合は、8月1日までに届出。8月1日が休日の場合は、その前日まで

　　届出者欄に届出者の電話番号が記入されている。

　　届出書は正本と副本の２部ある。（郵送の場合）

　　添付書類は全て(周辺の見取図・工事工程表等)ある。

　　特定建設作業の種類、能力は正しく記載されている。

　　作業日及び作業時間の制限は守られている。

〇周辺への配慮等　（丸をつけてください）

　　防音シート等による養生を（実施する・実施しない）。

　　近隣への事前説明は（実施した・今後実施する・実施しない）。

　　隣接家屋等に対する事前の調査（家屋調査や写真による記録等）は（実施した・今後実施する・実施しない）。

　　粉じん対策として散水を（実施する・実施しない）。

実施しない場合→工事開始後の状況や周辺住民の要望等、必要に応じて検討をお願いします。

○大気汚染防止法関係（解体、改造、補修する作業を伴う建設工事の場合）について

　　アスベスト含有建材の有無を目視により確認（設計図書や分析併用）し、発注者に書面で説明している。

　　　　アスベスト→　　無

　　　　　　　　　→　　有

→　　届出対象特定建築材料（レベル1.2）　→　特定粉じん排出等作業実施届出書を提出すること。

→　　その他（レベル3）　→　湿潤化、手ばらし（非破壊）、その他作業基準に従って除去すること。

　　アスベスト含有建材事前調査結果を現場で掲示する（サイズA3以上）。

　　アスベスト含有建材事前調査結果を（報告した・今後報告する・報告対象外・不明）。

〇その他について（丸をつけてください。）

　　浄化槽が（ある・ない・不明）

ある場合　　→　適切に処理してください。

不明な場合　→　環境二課・浄化槽係（058-214-2154）

　　作業区域が3000㎡を超過（している・していない）

している場合　→　環境保全課水・土壌係（058-214-2153）

　　ディープウェル工法などで地下水を揚水（する・しない）

する場合　→　環境保全課水・土壌係（058-214-2153）

　　建設リサイクル法の届出を（した・していない・届出不要）

していない場合　→　建築指導課（058-214-2428）

　　史跡・遺跡（文化財保護法関連）の不存在を確認（している・していない）

していない場合　→　文化財保護課（058-214-2365）

　　コンクリート由来のアルカリ水や濁り水の排水には注意してください　→　相談先：環境保全課水・土壌係

　　（郵送の場合）副本返送用封筒を同封している。

　　（電子メールの場合）届出者と関連性が確認できるアドレス（会社アドレス等）から送付をお願いします。

〇届出について確認をする場合があります。

提出先

〒500-8701

岐阜市司町４０番地１

岐阜市環境保全課　大気・騒音係

e-mail: ka-hozen@city.gifu.gifu.jp

　担当者

　連絡先

届出様式及び「届出前のチェック」のダウンロードは下記URL（ページ名：特定建設作業の届出）から行えます。https://www.city.gifu.lg.jp/kurashi/kankyo/1003141/1003161/1014350.html